

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する書面)

株式会社 J R C

2025年 3 月 1 日

2025 年 3 月 1 日

大阪府大阪市西区阿波座 2-1-1
株 式 会 社 J R C
代表取締役社長 浜 口 稔

吸収合併に係る事後開示書面

株式会社 J R C（以下、「当社」）は、2025 年 1 月 7 日付けで中村自働機械株式会社（以下、「中村自働機械」）との間で締結した合併契約に基づき、2025 年 3 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、中村自働機械を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」）を行いました。本合併に関して、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併の効力が生じた日

2025 年 3 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社の発行する株式の全てを当社が保有しているため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社の発行する株式の全てを当社が保有しているため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続

吸収合併消滅会社は、2025 年 1 月 23 日付けで官報公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の簡易合併に該当するため、該当事項はございません。

(2) 反対株主の買取請求

本合併は、会社法第796条第2項の簡易合併に該当するため、該当事項はございません。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社は、2025年1月23日付けで官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務を吸収合併契約の定めに従って承継しました。

5. 会社法第 782 条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法921条の変更の登記予定日

本合併の効力発生日である2025年3月1日から2週間以内に行う予定です。

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前開示事項)

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示事項)

株式会社 J R C

中村自働機械株式会社

2025年1月23日

2025 年 1 月 23 日

大阪府大阪市西区阿波座 2-1-1
株 式 会 社 J R C
代表取締役社長 浜 口 稔

埼玉県草加市瀬崎 4 - 4 - 28
中 村 自 働 機 械 株 式 会 社
代表取締役社長 常川 陽介

吸収合併に係る事前開示書面

株式会社 J R C（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）は、取締役会の決議を経て、中村自働機械株式会社（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、取締役の決定を経て、両社間で 2025 年 1 月 7 日付けで合併契約を締結し、2025 年 3 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条、並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づき、下記のとおり本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容

2025 年 1 月 7 日付けで、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社と締結した合併契約書は「別紙 1」のとおりであります。

2. 吸収合併対価の定め相当性に関する事項

効力発生日である 2025 年 3 月 1 日時点において、吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は完全親子会社であるため、本合併に際して株式その他金銭等の交付は行いません。

3. 吸収合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 消滅会社の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

5.吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び中間報告書を近畿財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当事項はありません。

6.吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、「別紙2」のとおりであります。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

該当事項はありません。

7.合併後の債務の履行の見込みに関する事項

合併当事者各社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

8.事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

別紙1

合併契約書

株式会社 J R C（以下「甲」という。）及び中村自働機械株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する（以下「本合併」という。）。

第2条（合併に際して発行する株式）

本合併に際して、甲から乙の株主に対する乙の株式に代わる対価の交付を行わない。

第3条（増加すべき資本金及び準備金等）

本合併に際して、甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第4条（合併に必要な手続等）

乙は、本合併の効力発生日までに、本合併に必要な手続を執り行うものとする。

2 甲は、本合併の効力発生日までに、本合併に必要な手続を執り行うものとする。

第5条（合併期日）

合併期日は、令和7年3月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の引継）

乙は、令和6年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併期日において甲に引継ぐ。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後合併期日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し、合意の上、これを行う。

第8条（従業員の処遇）

甲は、合併期日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取り扱いについては、別に甲乙協議の上、これを定める。

第9条（役員の退職慰労金）

甲及び乙の取締役又は監査役のうち、合併に伴い退任する者に対する退職慰労金は2024年5月15日に締結した株式譲渡契約書のとおりとする。

第10条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日から合併期日前日までの間において、天災地変その他の事由によ

り、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第4条所定の本合併に際して必要とされる法令上の手続すべてが適法に執り行われていることを条件として、その効力を有するものとする。

第12条（本契約書に定めのない事項）

本契約書に定めのない事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年1月7日

甲 大阪府大阪市西区阿波座二丁目1番1号
株式会社JRC
代表取締役 浜口 稔

乙 埼玉県草加市瀬崎四丁目4番28号
中村自働機械株式会社
代表取締役 常川 陽介

別紙2

貸借対照表

令和 6年10月31日現在

(単位：円)

[illegible]

損益計算書

令和 5年11月 1日から
令和 6年10月31日まで

(単位：円)

科 目				金 額		
I	売 上 高	売 上 高		447,570,413	447,570,413	447,570,413
II	売 上 原 価 期 首 棚 卸 高 当 期 製 品 製 造 原 価 合 期 末 棚 卸 高 期 初 上 総 利 益				0	
					431,737,427	
					431,737,427	
					0	431,737,427
						15,832,986
III	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 損 失				97,631,683	97,631,683
						81,798,697
IV	営 業 外 収 益 受 取 外 利 当 金 受 取 配 当 金 雑 収 入				548	
					648,944	
					8,173,620	8,823,112
V	営 業 外 費 用 支 払 利 息 割 引 料 電 子 記 録 債 権 売 却 損				1,563,014	
					8,580	1,571,594
	経 常 損 失					74,547,179
VI	特 別 利 益 固 定 資 産 売 却 益				22,196,944	22,196,944
VII	特 別 損 失 固 定 資 産 除 去 損 雑 建 物 除 却 損				124,212	
					2,810,000	
					2	2,934,214
	税 引 前 当 期 純 損 失					55,284,449
	法人税、住民税及び事業税				70,000	70,000
	当 期 純 損 失					55,354,449

販売費及び一般管理費の計算内訳

令和 5年11月 1日から

令和 6年10月31日まで

(単位：円)

科 目					金 額
退		職		金	3,785,536
旅	費	交	通	費	11,988,008
広	告	宣	伝	費	701,250
荷	造	運		賃	3,874,233
リ	一	ス		料	2,791,600
会		議		費	119,226
貸	倒	引	当	金	137,314
役	員		報	入	12,648,000
事	務	員	給	与	24,474,257
従	業	員	賞	与	5,664,594
法	定	福	利	費	4,611,186
厚		生		費	842,192
退	職	共	済	金	255,000
減	価	償	却	費	3,397,642
地	代	家		賃	1,402,032
修		繕		費	561,808
事	務	用	耗	品	1,714,822
通		信		費	1,295,311
水	道	光	熱	費	2,048,140
租	税	公		課	1,980,195
接	待	交	際	費	961,985
保		險		料	1,204,744
備	品	消	耗	品	1,859,429
役	員	保	険	料	2,998,956
顧		間		料	1,470,000
車	両	燃	料	費	713,021
雑				費	4,131,202
合			計		97,631,683

製造原価報告書

令和 5年11月 1日から

令和 6年10月31日まで

(単位：円)

科 目				金 額
I 材	料	費		
期 首 材 料 棚 卸 高				10,109,634
材 料 仕 入 高				11,871,972
購 入				125,813,184
合 計				147,794,790
期 末 材 料 棚 卸 高				10,478,494
当 期 材 料 費				137,316,296
II 労 務 費				
賃 金				61,602,718
賞 与				6,047,106
退 職 金				2,744,852
法 定 職 福 利 費				12,344,393
厚 生 費				548,570
当 期 労 務 費				83,287,639
III 経 外 注 加 工 費				
電 力				166,113,971
ガ ス				888,755
水 道				22,195
運 賃				22,647
減 価 償 却 費				2,347,867
修 繕 費				2,266,419
消 耗 品 費				62,509
消 耗 工 具 費				58,415
出 張 交 通 費				438,115
雑 費				5,610,318
当 期 経 費				1,240,048
当 期 総 製 造 費 用				179,071,259
期 首 仕 掛 品 棚 卸 高				399,675,194
合 計				165,386,670
期 末 仕 掛 品 棚 卸 高				565,061,864
当 期 製 品 製 造 原 価				133,324,437
				431,737,427